

各委員等からの提案及び 見直しの方向性について (案)

肝炎対策基本指針に係る施行状況、各委員等からの提案内容及び見直し方針（案）

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
1	前文 肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、 <u>脂肪性</u> 、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを <u>占めてきた</u> 。近年では、 <u>若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある</u> 。また依然として、 <u>ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である</u> 。			「脂肪性」という表現は違和感があり、「原因として、肝炎ウイルス、アルコール、脂肪肝、自己免疫等があり、多様である。」としてはどうか。（日浅委員）	・肝炎の原因について、よりわかりやすい記載として、 <u>原因として、肝炎ウイルス、アルコール、脂肪肝、自己免疫等があり、多様である</u> という趣旨を記載 ・C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により大幅に減少傾向にあるものの、 <u>B型肝炎患者数は大きく減っており</u> 依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりないという趣旨を追記。	
2	近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成 14 年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成 19 年度からの都道府県の選定による肝炎患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。	○各都道府県に1つ以上の肝炎患診療連携拠点病院が設置（47都道府県・72施設（令和8年4月時点））。 ○都道府県において、肝炎対策に係る計画の策定及び肝炎対策協議会が設置、運営。			変更無し	
3	また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。	○肝炎対策の推進に関する基本的な指針（肝炎対策基本指針）に基づく、総合的な対策を実施。			変更無し	
4	さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。 <u>C型肝炎はインターフェロンフリー治療薬の開発により、高い確率でウイルスの排除が可能になった一方で、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等への対応は引き続き必要である。また、B型肝炎はいまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、その研究開発の継続が必要である</u> 。	○平成28年12月に、肝炎治療戦略会議にて「肝炎研究10年戦略」の中間見直しを実施。また、令和4年5月に、肝炎治療戦略会議にて「肝炎研究推進戦略」を策定し、これに基づき肝炎研究を推進。	さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。C型肝炎はインターフェロンフリー治療薬の開発により、高い確率でウイルスの排除が可能になった一方で、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等への対応は引き続き必要である。また、B型肝炎はいまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、その研究開発の継続が必要である。 <u>肝硬変・肝がんに対する根治薬・根治療法の研究開発も必要である</u> 。	さらに、研究分野に関しては平成23年12月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究10年戦略」を取りまとめ、令和4年5月には「肝炎研究推進戦略」を策定し、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。と追記してはどうか。（竹原委員） C型肝炎はウイルス排除後も肝線維化が残存し、一部の患者では肝硬変が非代償性に増悪する症例もあり、「C型肝炎ウイルス排除後も慢性肝障害は残存し、発がん等への対応は引き続き必要である。」と修正してはどうか。（日浅委員） 肝硬変および肝細胞がんに対する根治薬・根治療法の開発や予後改善を目指した研究開発の推進も重要である。としてはどうか。（赤羽委員）	・令和4年5月に策定した「 <u>肝炎研究推進戦略</u> 」を追記 ・C型肝炎ウイルス排除後も <u>慢性肝障害は残存し</u> 、発がん等への対応は引き続き必要であるという趣旨を追記。 ・B型肝炎は、 <u>核酸医薬品の開発により、一定の割合で機能的治癒が可能となったが、いまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、根治薬・根治療法の研究開発や予後改善を目指した研究開発の推進が必要である</u> という趣旨を追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
5	最近では、 <u>肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、</u> 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。 <u>特に、我が国における肝炎患者等が高齢化していることを踏まえ、高齢者にも分かりやすい、より丁寧な普及啓発を行う必要がある。</u>	○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率（％） B型 88.2（R6）、85.5（R2）、（71.0（H29））、 C型 79.2（R6）、76.4（R2）、（61.6（H29）） ○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○各都道府県に1つ以上の肝疾患診療連携拠点病院が設置（47都道府県・72施設（令和8年4月時点））。			変更無し	
6	また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、 <u>肝炎患者等</u> に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組の <u>継続は重要である</u> 。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。	○全ての都道府県で肝炎対策に係る計画を策定。都道府県・拠点病院との意見交換会（14府県）の実施。 ○肝炎対策推進協議会等の場を通じ、国、地方自治体、関係団体及び患者団体での連携を実施。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。			変更無し	
7	<u>加えて、世界保健機関（WHO）が、公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を令和12年までに目指すことを持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する目標として掲げている。公衆衛生上は、現在、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、B型肝炎に対する根治薬の開発及び既に実用化されているC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要である。</u>	○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。 ○厚生労働科学研究「全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎eliminationに向けた方策の確立に資する疫学研究」（R4～R6）、「ウイルス性肝炎eliminationに向けた全国規模の実態把握及び将来推計のための疫学研究」（R7～R10）を実施。	加えて、世界保健機関（WHO）が、公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を令和12年までに目指すことを持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する目標として掲げている。公衆衛生上は、現在、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、B型肝炎に対する根治薬の開発及び既に実用化されているC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、 <u>わが国のこれまでの肝炎対策の成果と到達点を再確認しながら</u> 、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要である。		・肝炎対策の成果と到達点を確認しながらという趣旨を追記。	
8	本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを <u>目的とする</u> ものである。	○令和4年3月7日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正。			変更無し	
9	なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が <u>依然として重要な課題</u> となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。	○令和4年3月7日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向						
(1) 基本的な考え方						
10	ア <u>肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組む必要がある。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定する。</u>	肝がんの年齢調整罹患率（対人口10万人）は、令和4年は10.5、令和5年は10.0。	肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。 <u>また、C型肝炎については、ウイルス排除後も発がんの可能性が否定できず適切な経過観察が必要である。</u> このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組む必要がある。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定する。 <u>そして、すでに肝硬変・肝がんに至って進行した患者に対してもより病状を悪化させないためにさらなる対策を進めるとともに総合的な支援体制を構築することが必要である。</u>	また、C型肝炎ウイルスの排除後についても、肝硬変や肝がんといった病態に進行することがあり、定期検査が必要である。（日浅委員）	C型肝炎ウイルスの排除後についても、肝硬変や肝がんといった病態に進行することがあり、定期検査が必要、また、そして、すでに肝硬変・肝がんに至って進行した患者に対してもより病状を悪化させないための対策を進めるなど、総合的に支援することが必要であるという趣旨を追記。	
11	<u>また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。</u>	○肝炎対策推進協議会等の場を通じ、国、地方自治体、関係団体及び患者団体での連携を実施。	また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、 <u>国、地方公共団体、医療機関、事業主</u> 、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。		<u>国、地方公共団体、医療機関、事業主</u> を追記。	
12	<u>なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。</u>	○厚生労働科学研究「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（R5～R7）」、「肝臓対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究（R8～R10）」を実施。 ○国及び自治体の肝炎対策の取組状況について肝炎対策推進協議会で報告。 ○各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。	なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握・ <u>公開</u> し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。		<u>公開</u> を追記。	
13	イ <u>肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。</u>	○厚生労働科学研究「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（R5～R7）」、「肝臓対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究（R8～R10）」を実施。 ○国及び自治体の肝炎対策の取組状況について肝炎対策推進協議会で報告。 ○各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。 ○都道府県・拠点病院との意見交換会（14府県）の実施。	肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた <u>例えば市町村や二次医療圏ごとのよりきめ細やかな</u> 取組を推進することが必要である。		<u>二次医療圏ごとのよりきめ細やかな取組を推進する</u> という趣旨を追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（2）肝炎ウイルス検査の更なる促進					
14	肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。<u>その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である。</u>	○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率（％） B型 88.2（R6）、85.5（R2）、（71.0（H29））、 C型 79.2（R6）、76.4（R2）、（61.6（H29）） ○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○平成30年度診療報酬改定で手術前医学管理料の算定要件に文書による検査結果説明を追加、令和5年3月に医療機関管理者に対して検査結果説明への協力依頼。	肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、<u>年齢等に焦点を絞ってこれまでの啓発では情報が届かなかった層を中心的な対象に設定し</u>、普及啓発を行うことも重要である。		様々な情報発信手段を用いた普及啓発を行うことも重要であるという趣旨を追記	
15	このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、<u>特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して</u>受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要であるが、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、<u>C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要である。</u>	○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。 ○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率（％） B型 88.2（R6）、85.5（R2）、（71.0（H29））、 C型 79.2（R6）、76.4（R2）、（61.6（H29）） ○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○平成30年度診療報酬改定で手術前医学管理料の算定要件に文書による検査結果説明を追加、令和5年3月に医療機関管理者に対して検査結果説明への協力依頼。			変更無し	
16	<u>また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難であったが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要である。</u>	○肝炎情報センター戦略的強化事業（就労モデル事業）の実施。 ○肝炎患診療連携拠点病院に肝炎患相談センターを設置し、肝炎患者とその家族からの相談に対応。 ○改正労働施策推進法により、令和8年4月1日から、事業主に対し、治療と就業の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るため、「治療と就業の両立支援指針」を定め、公表した（「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」は廃止）。		指針の公表など具体的な普及啓発が推進されたことは評価できる。引き続きの推進を期待する。（及川委員）	変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
（3）適切な肝炎医療の推進						
17	肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。 <u>そのため、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多いこと、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の事情を認識して肝炎患者等に接することが必要である。</u>	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関（3,319施設、令和7年3月時点）、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。			変更無し	
18	肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関（3,319施設、令和7年3月時点）、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R6～R8）」を実施。			変更無し	
19	また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。	○肝炎患者に対する医療費及び定期検査費用への助成を実施。			変更無し	
20	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図るとともに、 <u>ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進する</u> 必要がある。	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関（3,319施設、令和7年3月時点）、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R6～R8）」を実施。	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、 <u>患者の利便性を考慮した</u> かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図るとともに、ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進する必要がある。	ICTの活用等を推進することで、肝炎患者等が安心して治療およびその後の経過観察を受けることができるように地域連携の強化に向けた研究を推進する必要がある。（日浅委員）	患者の利便性、ICTの活用等を推進することで、 <u>肝炎患者等が安心して治療およびその後の経過観察を受けることができることを考慮したとの記載を追記。</u>	
21	また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。	○肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。	また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。 <u>また、国は、肝炎患者等が継続して適切な医療を受けるために必要となる医薬品の供給体制の整備についても、支援することが重要である。</u>		・核酸医薬品治療を追記。 ・国は、適切な医療を受けるために必要となる医薬品の安定供給に向けて、必要な取組を進めることが重要である。という趣旨を追記	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
（4）肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進						
22	肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。	○令和4年5月に策定された「肝炎研究推進戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。			変更無し	
23	また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、 <u>各地域により異なる肝炎医療等の現状と課題</u> を踏まえて進める必要がある。	○肝炎に関する行政研究は、政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 ○行政研究での成果は、政策の検討などに活用。 ○現在実施中の厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究」、「ウイルス肝炎eliminationに向けた全国規模の実態把握及び将来推計のための疫学研究」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究」、「肝がん・重度肝硬変の多様な病態等に対応した医療水準と患者のQOL向上等に資する研究」、「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究」、「肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究」、「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」			変更無し	
（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重						
24	肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつくにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、 <u>幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ</u> 取り組む必要がある。	○ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成。			変更無し	
25	<u>また</u> 、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。	○ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
26	さらに、 <u>肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある。</u>	○厚生労働科学研究において、偏見や差別の防止に向けた効果的手法について研究を実施。 ○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎いのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、医療関係の専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。	さらに、肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、 <u>厚生労働省、文部科学省、法務省等関係各省庁と連携し、また地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある。また国、地方公共団体は、その検討結果を施策に反映させる。</u> <u>また、現在でも生じている偏見や差別事例について調査を行い、偏見・差別解消のためにより具体的な方策を検討する必要がある。</u>	肝炎患者の人権尊重は極めて重要であり、関係省庁との連携、自治体における施策の反映実現を望む。（及川委員）	・当該部分は、「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向」になり、同様の記載が、「第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項」の94番（後段、更に以降）、104番（厚生労働省以降）に記載。	
（6）肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実						
27	肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。	○肝炎診療連携拠点病院に肝疾患相談センターを設置し、肝炎患者とその家族からの相談に対応。 ○国立健康危機管理研究機構肝炎情報センターでは、肝炎診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ○肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。	肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、 <u>肝炎コーディネーター（患者肝炎コーディネーターを含む）を中心として</u> 肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。	<u>肝炎医療コーディネーター等を活用し、</u> 肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある（日浅委員）	<u>肝炎医療コーディネーターを活用し、</u> 肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行うという趣旨を追記。	
28	また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、スペシャルサポーターを起用したポスターや動画を作成し、効果的・効率的な普及啓発や情報発信を実施。 ○肝炎情報センターや拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて、肝炎の医療機関や基礎情報を提供。 ○肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第2 肝炎の予防のための施策に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
29	感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。	○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成し、歯科関係者を対象としたe-learningを構築。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎デーに合わせたイベントの開催やポスター・リーフレットの作成等による普及啓発活動を実施。			変更無し	
30	また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。	○肝炎患者等の重症化予防推進事業における初回精密検査費用の助成について、職域検査（令和元年）、妊婦健診・手術前検査（令和2年）での陽性者を対象に追加。 ○令和5年4月に母子健康手帳の任意記載事項様式の改訂を実施し、こども家庭庁の運営する「母子健康手帳情報支援サイト」にも掲載（妊産婦健康診査における肝炎ウイルス検査の結果の確認方法、支援制度、相談先等の情報を充実）。 ○厚生労働科学研究「オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。	また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。 <u>また、B型肝炎ワクチンの定期接種化前に出生した者に対してB型肝炎ワクチンの普及を促進しあわせて父子感染対策も強化する。</u>		・任意接種については、国として推奨する立場になく、また、関係学会等が推奨するのであれば周知等は可能であるが、医療従事者等のハイリスク者のみであり、定期接種前の一般の方への推奨はなされていない。 ・また、父子感染については、肝炎対策における普及啓発活動を通じた予防の周知を取り組みたい予定。	
31	さらに、 <u>B型肝炎ウイルス</u> の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、 <u>引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、二次感染予防の観点からもインターフェロンフリー治療等の推進に取り組む。</u>	○H28年よりB型肝炎ワクチンの定期接種化を実施。 ○肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。 ○平成26年度よりC型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成を開始。 ○厚生労働科学研究「オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究」（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究」（R6～R8）」の実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（2）今後取組が必要な事項について					
32	ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。 <u>また、医療機関に対して、標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。</u>	○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成し、歯科関係者を対象としたe-learningを構築。 ○全国医政関係主管課長会議にて、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号）等に基づいて医療機関において院内感染防止体制の確保が徹底されるよう、都道府県に対して必要な指導等をお願いしている。			変更無し	
33	イ 国は、ピアスの穴あけ及びいびゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の <u>肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為</u> についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎デーに合わせたイベントの開催やポスター・リーフレットの作成等による普及啓発活動を実施。 ○厚生労働科学研究「オーダーメードな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。			変更無し	
34	ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。	○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎いのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、医療関係の専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○厚生労働科学研究「オーダーメードな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。			変更無し	
35	エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。	○平成28年10月よりB型肝炎ワクチンの定期接種を開始。			変更無し	
36	オ <u>国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療を引き続き推進する。</u>	○平成26年度よりC型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成を開始。		国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療を引き続き推進するとともに、 <u>薬物使用者等の感染率の高い集団に対するC型肝炎ウイルスについての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行う。（日浅委員）</u>	国は、地方公共団体と協力して、 <u>抗ウイルス療法</u> 等を引き続き推進するという趣旨を追記。 ※薬物使用者等の感染率の高い集団に対する対応方法について、今後に検討を行う予定。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
37	肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、 <u>検査結果の取扱いに留意する必要があるため、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること</u> 等から、実態を把握することは困難な状況にある。	○肝炎ウイルス検査の結果に関する情報については、通達によりプライバシー保護に十分配慮することを求めている。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。			変更無し	
38	しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備、 <u>肝炎ウイルス検査後のフォローアップ及び肝炎ウイルス検査に係る普及啓発</u> を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査等の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。	○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率（％） B型 88.2(R6)、85.5(R2)、(71.0(H29))、 C型 79.2(R6)、76.4(R2)、(61.6(H29)) ○各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。		地方公共団体及び職域等での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査等の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。（日浅委員）	職域等を追記	
39	また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）、肝炎情報センター、拠点病院における普及啓発等を実施。 ○令和5年3月に手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等について関係団体へ協力依頼。	また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。 <u>また、術前検査や妊婦検診等におけるウイルス検査の結果についても医療機関等が本人に対して検査結果を適切に説明する。</u>	全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知し、 <u>その結果を陰性・陽性に関わらず、本人に対して適切に説明する。</u> （日浅委員）	番号42番に同趣内容が記載。	
40	また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及び <u>職域等におけるプライバシー</u> に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。	○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○肝炎ウイルス検査の結果に関する情報については、通達によりプライバシー保護に十分配慮することを求めている。 ○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。	また、 <u>職域検査等</u> の研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及び <u>職域等におけるプライバシー</u> に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。	患者団体・原告団の提案どおり追記すべきではないか。（新沼委員）	職域検査等のを追記。	

番 号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備 考
41	また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやICTの活用、 <u>各都道府県の肝疾患センターや地方公共団体からの肝炎ウイルス検査の未受検者に対する肝炎に関する正しい知識の普及啓発や受検勧奨</u> 等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。	○肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ○令和5年に肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等を規定した通知を改正。 ○令和6年度までに全国の都道府県で約3.6万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ○厚生労働科学研究「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究（R5～R7）」、「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究（R8～R10）」を実施。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。			変更無し	
42	さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。	○肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座、肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			番号39の患者団体・原告団からの意見として、 <u>術前検査や妊婦検診等におけるウイルス検査の結果についても医療機関等において本人に対して検査結果が適切に説明されることが必要である</u> という趣旨を当該項目に追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	(2)今後取組が必要な事項について					
43	ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。	○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率(%) B型 88.2(R6)、85.5(R2)、(71.0(H29))、 C型 79.2(R6)、76.4(R2)、(61.6(H29)) ○各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究(R5～R7)」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究(R8～R10)」を実施。			変更無し	
44	イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。	○自治体による健康増進事業、特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査体制の確保。 ○平成26年4月から「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始、拡充。 ○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ○令和5年に肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等を規定した通知を改正。 ○令和6年度までに全国の都道府県で約3.6万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究(R5～R7)」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究(R8～R10)」を実施。 ○厚生労働科学研究「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究(R5～R7)」、「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究(R8～R10)」を実施。			変更無し	
45	ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、 特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して 肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。	○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
46	イ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。 また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。	○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。	国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その <u>一層</u> の促進に取り組む。 また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。		<u>一層</u> の追記。	
47	オ 国、国立健康危機管理研究機構の肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。	○肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。			変更無し	
48	カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、 <u>その規模を問わず</u> 、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。	○平成30年度診療報酬改定で手術前医学管理料の算定要件に文書による検査結果説明を追加、令和5年3月に医療機関管理者に対して検査結果説明への協力依頼。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。	国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について <u>肝炎医療コーディネーターを活用するなどして</u> 確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。	規模に加えて地域を問わずに取組みが行われることが望まれる。肝炎医療コーディネーターによる支援の充実を求める。（及川委員）	医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について <u>肝炎医療コーディネーターを活用するなどして</u> 確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組むという趣旨を追記。	
49	キ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。	○肝炎対策地域ブロック戦略会議、肝疾患相談・支援センター関係者向け研修会の開催。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業（肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
50	肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。 <u>肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、陽性者及び肝炎患者等自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要である。</u>	○肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座）の実施。 ○ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。	肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、 <u>陽性者及び肝炎患者等を受診・受療のシステムに確実につなげるとともに、陽性者及び肝炎患者等自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要である。</u> <u>その際、新規に陽性が判明したものだけでなく、既に陽性が判明しているが、これまでフォローアップにつながない患者についても受診・受療につなげるシステムが必要である。</u>	必要とされる一般的な知識とはどの程度のレベルなのか分かるように更に取り組んでいただき、しっかりフォローアップにつなげていく必要がある。（及川委員）	陽性者及び肝炎患者等を受診・受療に確実につなげる、また、その際に、新規に陽性が判明したものだけでなく、既に陽性が判明しているが、これまでフォローアップにつながない患者についても受診・受療につなげる必要があるという趣旨を追記。	
51	このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R6～R8）」を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業（肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	
52	また、 <u>都道府県は、その区域内の市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。</u>	○肝炎患者等の重症化予防推進事業において、陽性者フォローアップを実施し、陽性者の受診状況を確認するとともに、受診勧奨を実施。 ○肝炎患者等の重症化予防推進事業における初回精密検査費用の助成について、職域検査（令和元年）、妊婦健診・手術前検査（令和2年）での陽性者を対象に追加。 ○令和7年5月に初回精密検査及び定期検査の促進について都道府県へ協力依頼。 ○肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
53	あわせて、 <u>国は、都道府県と市区町村間のフォローアップ事業における情報共有の実態を調査しつつ、その好事例を展開する等の施策を検討するとともに、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。受検、受診、受療及びフォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、都道府県や市区町村との連携を深め、引き続き把握に取り組む。</u>	○肝炎患者等の重症化予防推進事業において、陽性者フォローアップを実施し、陽性者の受診状況を確認するとともに、受診勧奨を実施。			変更無し	
54	さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、 <u>必要に応じて情報交換</u> を行いながら実施する必要がある。	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関（3,319施設、令和7年3月時点）、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○全ての都道府県で肝炎対策に係る計画を策定。都道府県・拠点病院との意見交換会（14府県）の実施。 ○厚生労働科学研究「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（R5～R7）」、「肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究（R8～R10）」を実施。 ○厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R3～R5）」、「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R6～R8）」を実施。	さらに、これらの取組については、 <u>国及び都道府県</u> は居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。 <u>あり、その取組を国が支援する</u> 。また、その実施状況を把握・公開し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。 <u>さらにこれらの取組は、肝炎患者等の意見を踏まえて行うことが重要である。</u>		さらに、これらの取組については、 <u>国及び都道府県</u> は居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。 <u>その取組を国が支援する</u> 。また、その実施状況を把握・公開し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。 <u>さらにこれらの取組は、肝炎患者等の意見を踏まえて行うことが重要である。</u> との趣旨を記載。	
55	また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、 <u>「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」</u> 等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。	○肝炎情報センター戦略的強化事業（就労モデル事業）の実施。 ○肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターを設置し、肝炎患者とその家族からの相談に対応。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○改正労働施策推進法により、令和8年4月1日から、事業主に対し、治療と就業の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務を課するとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るため、「治療と就業の両立支援指針」を定め、公表した（「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」は廃止）。	また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、 <u>「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」「治療と就業の両立支援指針」（令和8年厚生労働省告示第28号）が制定された趣旨等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、産業医等職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。さらに国はそのための環境を整備することが重要である</u> 。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。	治療と就業の両立支援に向けては、事業主・職場における理解や協力、産業医との連携は重要。その実効性を高めるためには、国がその環境整備に努めることが求められることから、患者団体・原告団の提案どおり追記すべきではないか。（新沼委員）	・ <u>職場における治療と就業の両立支援が事業主の努力義務化とされた事、産業医等の点、さらに国はそのための職域における環境の整備を支援することが重要である。</u> という趣旨を記載	
56	また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、 <u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施</u> 、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。	○肝炎患者に対する医療費及び定期検査費用への助成を実施。 ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施（月数要件の緩和、普及啓発・利用促進の強化）。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（2）今後取組が必要な事項について					
57	ア 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、 <u>肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、</u> 肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。さらに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進する。 <u>また、地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。</u> この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。	○肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ○令和5年に肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等を規定した通知を改正。 ○令和6年度までに全国の都道府県で約3.6万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ○厚生労働科学研究「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究（R5～R7）」、「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究（R8～R10）」を実施。	国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。さらに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進する。 また、地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、 <u>肝炎医療コーディネーターを複数配置するとともに</u> 肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。 <u>肝炎医療コーディネーターが配置された医療機関は、その意義を理解し肝炎医療コーディネーターが適切に活動が出来る環境を整えることに主体的に取り組むことが重要である。</u> この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。		肝炎医療コーディネーターが配置された医療機関において、適切に活動できる環境を整えられるよう、また、 <u>肝炎医療コーディネーターが配置された医療機関は、その意義を理解し肝炎医療コーディネーターが適切に活動できる環境を整えるため国、地方公共団体又は拠点病院が支援する。</u> という趣旨を追記。	
58	また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。 <u>専門医療機関は、提供された情報に基づき、適切な肝炎医療の提供に取り組む。</u> 国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。	○肝炎患者等支援対策事業（肝炎患者支援手帳の作成・配布、肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施。		また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳やICTを活用した連携パス等の作成、配布及び活用の促進等を行う。（日浅委員）	ICTを活用した連携パスを追記	
59	イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。	○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○都道府県において、肝炎対策協議会、拠点病院等連絡協議会を開催。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施。			変更無し	
60	ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。	○肝炎対策地域ブロック戦略会議の実施 ○全国47都道府県に72施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置（令和8年4月時点）。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施。			変更無し	
61	エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。 <u>また、拠点病院は、拠点病院等連絡協議会等で患者の意見を聴取する機会を持つこと等、患者の意見を把握する方策について検討し、必要な対応を行う。</u>	○各都道府県での肝炎対策協議会、拠点病院等連絡協議会の実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
62	オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。	○肝炎診療連携拠点病院間連絡協議会や医師・責任者向け研修会等を実施し、資料を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○肝炎患者等に関する各種制度や肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○厚生労働科学研究において、事業者等向けに「肝疾患に関する留意事項」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の記載内容の実践に利用できるホームページを作成・公開。		拠点病院の取組みを引き続きフォローアップして頂きたい。（及川委員）	変更無し	
63	カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。 ○令和5年に肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等を規定した通知を改正。			変更無し	
64	キ 国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。	○厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R6～R8）」を実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施。			変更無し	
65	ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。	○厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（R5～R7）」、「肝炎ウイルス検査の受検及び受診の向上につなげる方策の策定のための研究（R8～R10）」を実施。 ○厚生労働科学研究において、事業者等向けに「肝疾患に関する留意事項」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の記載内容の実践に利用できるホームページを作成・公開。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
66	ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。	○厚生労働科学研究において、事業者等向けに「肝炎疾患に関する留意事項」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の記載内容の実践に利用できるホームページを作成・公開。	国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。 <u>また国は、肝炎患者等が働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう環境を整備する。</u>	治療と就業の両立支援に向けて、働きながら適切な治療を受けられる環境整備は重要であり、患者団体・原告団の提案どおり追記すべきではないか。（新沼委員）	<u>職場における治療と就業の両立支援が事業主の努力義務化とされた趣旨等を踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができる環境を整備する</u> という趣旨を記載	
67	コ 国は、 <u>抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝炎患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。</u>	○肝炎患者等に関する各種制度や肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載。 ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、肝炎患連携拠点病院等における普及啓発・利用促進支援の事業メニューを追加。 ○肝炎対策地域ブロック戦略会議、肝炎患診療連携拠点病院間連絡協議会などでの周知広報の実施。	国は、抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝炎患相談センター等を通じて <u>専門医・専門医療機関等及び</u> 肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が <u>確実に</u> 促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。		<u>専門医・専門医療機関等及び</u> 肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が <u>確実に</u> 促進されるようという趣旨を追記。	
68	サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。	○肝炎患者等に関する各種制度や肝炎医療に係る最新情報等の情報を肝炎情報センターホームページに掲載			変更無し	
69	シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じて <u>ICTの活用等必要な取組を検討し、適切な相談体制の整備を図る。</u>	○肝炎患相談・支援センターを肝炎患診療連携拠点病院72施設に設置。厚生労働科学研究において、検査支援のモデルケースに関する研究を実施。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」等によるホームページに、人権尊重・偏見差別的関する相談事例を掲載。 ○厚生労働科学研究「肝炎患者を対象とした相談支援システムの構築・運用・評価に関する研究（H26～H28）」において、「肝炎患者相談支援システム」を構築し、肝炎情報センターにシステムの管理・運用を委託。		肝炎患者等が相談する際に、地域の実情に応じた相談ができるよう、引き続き患者相談支援システムの検証を行っていただきたい。（及川委員）	変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項						
（1）今後の取組の方針について						
70	肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
71	このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
72	また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する確かな説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
73	さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	(2)今後取組が必要な事項について					
74	ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。 <u>また、肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。</u>	○厚生労働科学研究を通じた「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを元に、一般生活者、保育関係者、老人施設関係者を対象とした普及周知資料を作成し、歯科関係者を対象としたe-learningを構築。 ○厚生労働科学研究「オーダーメードな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。 ○医療機関では『標準的な感染予防策』が実施されている。 ○全国医政関係主管課長会議にて、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号）等に基づいて医療機関において院内感染防止体制の確保が徹底されるよう、都道府県に対して必要な指導等をお願いしている。	国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、 <u>肝炎患者等が不利益を被らないように、これらがより一層活用されるような方策を検討するし、その検討結果を施策に反映させる。</u> また、肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。		肝炎患者等が不利益を被らないように、これらがより一層活用されるような方策を検討し、その検討結果を施策に反映させる。という趣旨を追記。	
75	イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活躍の推進に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。 <u>また、地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。</u>	○令和5年に肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等を規定した通知を改正。 ○令和6年度までに全国の都道府県で約3.6万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ○SNSを用いた情報発信・共有、研修会開催への支援を実施。 ○厚生労働科学研究「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究（R5～R7）」、「肝疾患へのトータルケアに資する人材育成とその活動支援に関する研究（R8～R10）」を実施。			変更無し	
76	ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。	国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、 <u>その後の適切な受診・受療に至るよう、肝炎医療コーディネーターを含む</u> 保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。	研修対象について、市区町村や保険者も加えてはどうか（金成委員）	<u>その後の適切な受診・受療に繋がるよう、肝炎医療コーディネーターを含む</u> という趣旨を追記。 ※研修対象者については、指針に記載するかどうかを含めて検討予定。	
77	エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。	○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。	肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、 <u>かかりつけ医を含む</u> 肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。		拠点病院は、 <u>かかりつけ医を含む</u> 肝炎医療に携わる者への研修等を行うという趣旨を追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
78	肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、 <u>受検、受診及び受療の促進等について、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化の観点も踏まえた</u> 行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。	○令和4年5月に策定された「肝炎研究推進戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。	肝炎研究については、これまでの <u>肝炎対策の効果を検証し</u> 、成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、受検、受診及び受療の促進等について、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化の観点も踏まえた行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。	均てん化の観点は重要であることから、均てん化とは具体的にどんなことを意味しているのかイメージが伝わるように表現を工夫して頂きたい。（及川委員）	肝炎研究については、これまでの <u>肝炎対策の効果を検証する</u> という趣旨を追記。	
79	また、「 <u>肝炎研究推進戦略</u> 」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発、 <u>C型肝炎のウイルス排除後の病態や診療のあり方</u> 等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。	○令和4年5月に策定された「肝炎研究推進戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。 ○C型肝炎についてはインターフェロンフリー治療薬が登場し、B型肝炎についても、根治薬の研究を継続している。			変更無し	
80	また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。	○AMED研究では、若手向けの研究課題枠を用意。			変更無し	
81	さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては <u>偏見や差別</u> を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。	○厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ○肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ○AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ○AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ○研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。			変更無し	
(2) 今後取組が必要な事項について						
82	ア 国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「 <u>肝炎研究推進戦略</u> 」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。	○令和4年5月に策定された「肝炎研究推進戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。 ○肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ○厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ○AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ○AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ○研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。	国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。 <u>※肝炎治療政略会議は研究の進展に応じてその都度開催するものとする。</u>		研究の進展に応じて、 <u>肝炎治療戦略会議を適時に開催し、肝炎に関する研究の在り方について協議を行う</u> という趣旨を追記。	
83	イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。	○AMED研究では、若手向けの研究課題枠を用意。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
84	ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究、 <u>地域や職域等での肝炎ウイルス検査や検査後の受診状況等の実態把握と今後の在り方に関する研究、肝炎について理解を深めるための普及啓発方法に関する研究及び肝炎対策の効果検証に資する指標に関する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究推進戦略」に位置付け、これらの研究を実施する。</u>	○厚生労働科学研究の実施（肝炎等克服政策研究事業、肝炎等克服緊急対策研究事業、B型肝炎創薬実用化等研究事業）。			変更無し	
85	エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。	○厚生労働科学研究報告会の実施 ○厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ○肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ○AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ○AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ○研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。	国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。 <u>る。当該成果をどのように政策に反映するのかを説明する。</u>		国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について、 <u>その政策への反映状況を含め、分かりやすく公表し、周知を図る</u> という趣旨を追記。	

番 号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備 考
第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
86	肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変 <u>及び肝がんを含むがん</u> の治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。	○令和4年5月に策定された「肝炎研究推進戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ○厚生労働科学研究の実施(B型肝炎創薬実用化等研究事業)。			変更無し	
(2) 今後取組が必要な事項について						
87	ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。	○厚生労働科学研究の実施(B型肝炎創薬実用化等研究事業)。			変更無し	
88	イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。	○肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。			変更無し	
89	ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。	○肝炎医療に係る医薬品、医療機器の製造販売の承認の実施。			変更無し	
90	エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。	○肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。			変更無し	
91	オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。	○先駆的医薬品への指定等			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項						
（1）今後の取組の方針について						
92	肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）の実施。 ○肝疾患診療連携拠点病院において、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場として肝疾患相談支援センターを設置。 ○肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。			変更無し	
93	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）の実施。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等」に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎のいのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、医療関係の専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。			変更無し	
94	<u>その際、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日閣議決定）において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。</u>	○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等」に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎のいのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。	その際、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（平成23年4月1日令和7年6月6日閣議決定）において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。 <u>また、現在でも生じている偏見や差別事例について調査を行い、偏見・差別解消のためにより具体的な方策を検討する必要がある。</u>	差別解消に向けた追記は積極的に支持をしたい。（及川委員）	「人権教育・啓発に関する基本計画」を令和7年6月6日閣議決定の第二次に更新し、また、肝炎ウイルス感染者や患者に対する偏見や差別を解消するため配慮の内容を記載、更に、現在でも生じている偏見や差別事例について調査を行い、偏見・差別解消のためにより具体的な方策を検討する必要がある。」という趣旨を記載	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（2）今後取組が必要な事項について					
95	ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）の実施。 ○国及び地方公共団体は、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施している「肝臓週間」とも連携し、集中的かつ効果的な手法により普及啓発を実施。			変更無し	
96	イ 国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世帯の国民が肝炎に係る正しい知識を持ち、 <u>肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別の解消に資する</u> よう、一層強力に普及啓発を行う。	○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎いのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、医療関係の専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○国及び地方公共団体は、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施している「肝臓週間」とも連携し、集中的かつ効果的な手法により普及啓発を実施。			変更無し	
97	ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）の実施。 ○厚生労働科学研究「オーダーメードな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。			変更無し	
98	エ 国は、ピアスの穴あけ及び <u>いわゆるアートメイク</u> 等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の <u>肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為</u> についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）の実施。 ○厚生労働科学研究「オーダーメードな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究（R3～R5）」、「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（R6～R8）」を実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
99	オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と 早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め 、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。	○特定感染症検査等事業及び健康増進事業において、都道府県、市町村で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、利便性を高める取組を実施。 ○平成30年度より、肝炎ウイルス検査を受けられる保健所や医療機関を検索できるウェブサイト「肝炎医療ナビゲーションシステム」の運用を開始。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。 ○平成29年度より職域検査促進事業を開始し、都道府県、保健所設置市において、受検勧奨を実施。 ○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ○肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ○肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。	国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、 産業医等 職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。	仕事と治療の両立にあたっては、産業医との連携は重要であり、患者団体・原告団の提案どおり追記すべきではないか。（新沼委員）	産業医等のを追記。	
100	カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。	○厚生労働科学研究において、事業者等向けに「肝疾患に関する留意事項」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の記載内容の実践に利用できるホームページを作成・公開。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。			変更無し	
101	キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。	○肝炎情報センター戦略的強化事業を実施。			変更無し	
102	ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、 市区町村 、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。	○肝疾患相談・支援センターの相談窓口を肝炎情報センターホームページで周知 ○都道府県、拠点病院のHPを通して活動についてPR。			変更無し	
103	ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。	○厚生労働科学研究において、事業者等向けに「肝疾患に関する留意事項」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の記載内容の実践に利用できるホームページを作成・公開。 ○令和5年3月に職域におけるウイルス性肝炎対策に関して関係団体へ協力依頼。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
104	コ 国は、 <u>様々な機会を利用して</u> 肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を <u>解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、</u> これまでの研究成果を基に、 <u>肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の</u> 方策を検討し、 <u>これらの</u> 取組を進める。	○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○B型肝炎原告団・弁護団の協力を得て「B型肝炎いのちの教育」を作成し全国の中学校に配布。また、令和8年には、医療関係の専門学生・大学生向けのバージョンも作成。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。	国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、これまでの研究成果を基に、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。 <u>また、文部科学省、法務省等関係各省庁と連携しこれらの方策を検討する場を設置する。</u>		厚生労働省は、必要に応じて、 <u>文部科学省、法務省等関係省庁と協議を行う。</u> という趣旨を追記	
105	サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。	○各種相談窓口等は、肝炎対策地域ブロック戦略会議や肝炎患診療連携拠点病院間連絡協議会等で周知。	偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う <u>とともに、肝炎医療コーディネーターが患者から問題事案について積極的に情報を取得し、法務局や地方公共団体の人権相談窓口へ情報提供を行う。</u>	法務局などとの連携強化は実現して頂きたい。（及川委員）	人権・差別分野における肝炎医療コーディネーターの業務範囲や役割については、今後に厚生労働省研究班にて検討予定としているため、現時点において、その役割を明確化させるような記載は適さないと考える。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項						
(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実						
ア 今後の取組の方針について						
106	ア 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。	○肝炎患診療連携拠点病院に肝炎患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ○肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。 ○国立健康危機管理研究機構肝炎情報センターでは、肝炎患診療連携拠点病院の肝炎患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ○肝炎情報センターで肝炎患者相談支援システムを運用。 ○各種相談窓口等は、肝炎対策地域ブロック戦略会議や肝炎患診療連携拠点病院間連絡協議会等で周知。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。【法務】 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくするため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。			変更無し	
イ 今後取組が必要な事項について						
107	イ (ア) 都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	○市民公開講座・肝臓病教室の開催。 ○肝炎患診療連携拠点病院に肝炎患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ○肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。			変更無し	
108	(イ) 肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。	○肝炎患者相談支援システムを運用。 ○国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝炎患診療連携拠点病院の肝炎患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。			変更無し	
109	(ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。	○各種相談窓口等は、肝炎対策地域ブロック戦略会議や肝炎患診療連携拠点病院間連絡協議会等で周知。	(ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行うとともに、 肝炎医療コーディネーターが患者から問題事案について積極的に情報を取得し、法務局や地方公共団体の人権相談窓口 に情報提供を行う。		人権・差別分野における肝炎医療コーディネーターの業務範囲や役割については、今後に厚労省研究班にて検討予定としているため、現時点において、その役割を明確化させるような記載は適さないと考える。	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
（2）肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方						
110	肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。	○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施（月数要件の緩和、普及啓発・利用促進の強化）。	肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、 <u>これまでの取組が十分か検証するとともに</u> 肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。		肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する、 <u>これまでの取組が十分か検証する</u> という趣旨を追記。	
111	ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「 <u>肝炎研究推進戦略</u> 」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。	○肝炎総合対策の推進に資するよう、「肝炎研究推進戦略」に基づき、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進。 ○国立健康危機管理研究機構肝炎情報センターにおいて、医療従事者を対象とした研修会を実施。 ○肝炎患者等支援対策事業を通じて肝炎専門医療従事者研修や一般医療従事者研修を実施し、人材育成を推進。			変更無し	
112	イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	○肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ○肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ○肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。 ○国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ○肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。			変更無し	
113	ウ 平成 22 年度から、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害者として、 <u>障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成 28 年度に認定基準の見直しが行われ、要件の緩和及び対象の拡大がなされたところであり、引き続きその認定状況の把握を行う。</u> 障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の免疫療養法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。	○H28年度に身体障害認定（肝臓機能障害）の認定基準の見直しが行われ、要件の緩和、対象の拡大がなされた。			変更無し	
114	エ 国は、 <u>平成 30 年 12 月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、令和3年4月に行われた見直しの内容及びその実施状況を踏まえながら、当該事業のより効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、引き続き検討を行う。</u>	○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施（月数要件の緩和、普及啓発・利用促進の強化）。 ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、肝疾患連携拠点病院等における普及啓発・利用促進支援の事業メニューを追加。			<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における令和6年見直し内容を追記</u>	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（3）地域の実情に応じた肝炎対策の推進					
115	ア 都道府県においては、 <u>肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）（4）及び（5）において「法」という。</u> の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。 また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。 なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。	○全ての都道府県で肝炎対策に係る計画を策定。都道府県・拠点病院との意見交換会（14府県）の実施。 ○毎年開催の肝炎対策地域ブロック戦略合同会議等を通じた情報共有及び意見交換の実施。 ○厚生労働科学研究「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（R5～R7）」、「肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究（R8～R10）」作成の肝炎対策指標を活用し、都道府県および拠点病院における計画の評価・見直しを推進。			変更無し	
116	イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、 <u>更に必要な意見交換を行うものとする。</u>	○都道府県・拠点病院との意見交換会（14府県）の実施。 ○厚生労働科学研究「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（R5～R7）」、「肝炎対策の均てん化の促進に資する、指標等を用いた地域の肝炎対策の取組状況の分析と対応に関する研究（R8～R10）」作成の肝炎対策指標を活用し、都道府県および拠点病院における計画の評価・見直しを推進。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行） ※赤字・下線は前回改正箇所	これまでの施策の実施概要	第37回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
(4)国民の責務に基づく取組						
117	法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があり、以下の取組を進めることが重要である。				変更無し	
118	ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。	○肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を実施。 ○肝炎検査受検状況実態把握調査を令和2年度、令和6年度に実施。 ※肝炎ウイルス検査受検率（％） B型 88.2（R6）、85.5（R2）、（71.0（H29））、 C型 79.2（R6）、76.4（R2）、（61.6（H29））			変更無し	
119	イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。	○国及び地方公共団体による普及啓発（「肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」を通じた普及啓発の推進）の実施。 ○肝炎情報センターHPによる情報提供の実施。 ○厚生労働科学研究「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（R5～R7）」、「様々な生活の場における肝炎患者等の人権を尊重するための啓発・学び等に資する研究（R8～R10）」を実施。 ○「人権教育・啓発白書」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、肝炎患者等の人権尊重に関する事項を記載。 ○法務省の人権擁護機関では、肝炎を含む感染症に関連する偏見や差別をなくすため、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子を配布するなど各種人権啓発活動を実施。			変更無し	
(5)肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告						
120	法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。	○各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。 ○肝炎対策の取組状況を肝炎対策推進協議会に定期的に報告。			変更無し	
その他ご意見						
121						